

(問い合わせ)

千葉労働局労働基準部監督課
監督課長 水島康雄
主任地方労働基準監察監督官 堀内利男
電話 043-221-2304

平成23年度 賃金不払残業（サービス残業）是正の結果

— 監督指導により支払われた割増賃金の合計額は約1億3千万円—

千葉労働局（局長 絹谷國雄）では、県内の労働基準監督署が平成23年4月から平成24年3月までの1年間に、残業に対する割増賃金が不払いになっているとして労働基準法違反で是正指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を取りまとめました。

1 是正企業数、対象労働者数、支払われた割増賃金の合計額（別添1）

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 是正企業数 | 33企業（前年度59企業 44.1%減少） |
| (2) 対象労働者数 | 1,546人（前年度5,012人 69.2%減少） |
| (3) 支払われた割増賃金の合計額 | 1億3,260万円（前年度3億766万円 56.9%減少） |

2 業種別の状況（多い順）

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 是正企業数 | ①商業（15企業） ②製造業、その他の事業（各4企業） ③保健衛生業（3企業） |
| (2) 対象労働者数 | ①商業（556人） ②金融・広告業（314人） ③保健衛生業（232人） |
| (3) 支払われた割増賃金の額 | ①商業（4,591万円） ②金融・広告業（2,767万円） ③製造業（1,719万円） |

3 1,000万円以上の支払は2企業

上記のうち、1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた企業は2企業で、1企業での最高支払額は1,898万円でした。

4 千葉労働局や県内の労働基準監督署には、労働者や家族の方などから長時間労働や賃金不払残業（いわゆるサービス残業）に関する相談が多数寄せられています。今回の取りまとめは、県内の労働基準監督署が、これらの情報が寄せられた事業場などに対して重点的に監督指導を実施し、是正させた結果です。

千葉労働局では、今後も、賃金不払残業の解消を図るため、県内の事業場に対し、労働基準法及び「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点とする監督指導を積極的に実施する予定です。

5 厚生労働省・都道府県労働局では、毎年11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施しており、労働時間の適正な把握等について労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとしております（別添2）。

表 1 100 万円以上の割増賃金の支払状況

| 業 種 | 企業数 | 対象労働者数(人) | 是正支払 金額(万円) | 1 企業当たりの 是正金額(万円) | 1 人当たりの 是正金額(万円) |
|--------|-----|-----------|----------------|----------------------|---------------------|
| 製造業 | 4 | 189 | 1,719 | 429.8 | 9.1 |
| 運輸交通業 | 1 | 53 | 916 | 916.0 | 17.3 |
| 商業 | 15 | 556 | 4,591 | 306.1 | 8.3 |
| 金融・広告業 | 2 | 314 | 2,767 | 1,383.5 | 8.8 |
| 保健衛生業 | 3 | 232 | 622 | 207.3 | 2.7 |
| 接客娯楽業 | 2 | 48 | 1,130 | 565.0 | 23.5 |
| 清掃・と畜業 | 2 | 7 | 338 | 169.0 | 48.3 |
| その他の事業 | 4 | 147 | 1,177 | 294.3 | 8.0 |
| 合 計 | 33 | 1,546 | 13,260 | 401.8 | 8.6 |

表 2 1,000 万円以上の割増賃金の支払状況

| 業 種 | 企業数 | 対象労働者数(人) | 是正支払 金額(万円) | 1 企業当たりの 是正金額(万円) | 1 人当たりの 是正金額(万円) |
|--------|-----|-----------|----------------|----------------------|---------------------|
| 金融・広告業 | 1 | 289 | 1,898 | 1,898.0 | 6.6 |
| 接客娯楽業 | 1 | 47 | 1,021 | 1,021.0 | 21.7 |
| 合 計 | 2 | 336 | 2,919 | 1,459.5 | 8.7 |

11 月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

厚生労働省、労働局、労働基準監督署では、過重労働による健康障害防止、賃金不払残業の解消に向けた取組の一環として、平成 24 年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、「労働時間適正化キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は減少傾向にはあるものの依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられ、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者・労働組合・産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要です。

このため、平成 24 年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため「労働時間適正化キャンペーン」を設定し、

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとしています。

つきましては、この取組の趣旨を十分にご理解いただき、長時間労働の抑制等に向けた労使一体の取組を一層進めていただくようお願いします。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11 月 1 日（木）～11 月 30 日（金）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>